

令和元年8月22日

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤委員	山形大学医学部の卒業生に、県内に定着してもらうことが大事である。地域枠で入学した学生のその後の動向はどうか。
地域医療対策課長	山形大学医学部では平成27年度入学生から地域枠を設定している。27年度から29年度は8名、30年度からは10名と枠を拡大し、合計44名が地域枠で入学している。なお、27年度入学生が地域枠で初めての入学生（現在5年生）のため、卒業生はまだ出ていない。
伊藤委員	医学生への修学資金の貸与実績はどうか。
地域医療対策課長	現在、修学資金を貸与している人数は、県外大学への進学者も含め265名である。
伊藤委員	看護学生への修学資金の貸与実績はどうか。
地域医療対策課長	<p>将来、県内で看護職員として勤務する意思のある看護学生に、月額5万円を貸与するもので、勤務する施設類型にもよるが、5年又は7年間継続して勤務した場合、返還が免除となる。</p> <p>平成28年度から現在の山形県看護職員修学資金貸与事業が始まっており毎年度80名に貸与している。</p>
伊藤委員	平成29年度、30年度も、80名の枠は一杯になっているのか。
地域医療対策課長	常に80名を上回る応募がある。
伊藤委員	修学資金を貸与した後、医学生、看護学生に対し、山形県の情報を学生や両親に提供し、できるだけ県内に就業してもらうことが必要だと思うが、貸与後のフォローはどのようにしているのか。
地域医療対策課長	県外の医師、医学生については、県人会を通して情報交換を行うなど、日ごろから情報提供を行っている。また、県外の看護師養成所を卒業した看護学生に対しても、定期的に県内の情報を提供している。修学資金の貸与者については、毎年契約を更新しており、その際に情報を提供できる機会があるので、更に検討していきたい。
伊藤委員	継続的に情報を発信するとともに、学生等と意思疎通を図り、県内に就業してもらう仕組みを構築し、医師や看護職員を確保できるように努力してほしい。

発 言 者	発 言 要 旨
地域医療対策課長	<p>今年度、将来の看護職員の需要数と供給数を推計する新たな看護職員需給見通しを策定する。それに基づいて「山形方式・看護師当生涯サポートプログラム」の見直しを行うなど、引き続き看護職員の確保に取り組んでいきたい。</p>
今野委員	<p>山形県若者定着奨学金返還支援事業は、県外出身者が県内大学等を卒業し、県内に就職した場合は対象となっていない。県内に就職した場合、県外出身者も対象としてはどうか。</p>
商工労働部次長	<p>県外出身者は今のところ対象としていない。</p> <p>現在、地方創生枠、市町村連携枠、産業団体等連携枠と3つの枠があるが、市町村連携枠、産業団体等連携枠は、募集枠を十分活かしておらず、より多くの学生を支援する上で、委員の指摘は、新たな視点と認識している。</p> <p>ただし、制度を見直すに当たっては、市町村、産業界と十分調整する必要がある。市町村等の意見を聞き、効果的な制度のあり方を検討していく。</p>
今野委員	<p>専門職大学等を創設しても、県出身の若者だけが入学するとは限らない。そこで学んだ若者が県内に定着するのであれば、県外出身者であっても支援して良いのではないかと。</p> <p>また、県出身者の若者が県外で学び卒業した場合、6か月以内に県内に居住する要件がある。卒業して6か月以上の間、様々な技術を学んでから山形に戻ってくると対象外になってしまうため、要件を緩和しても良いのではないかと。</p>
商工労働部次長	<p>大学から大学院に進学する場合等には、在学期間の延長申請手続きが取れる仕組みとなっており、再進学先を卒業するまで県内居住開始を猶予する措置があり、その場合は要件に該当する。</p> <p>ただし、大学等卒業後、一度県外で就業した場合には対象とならないため、これについては今後検討していく。</p>
今野委員	<p>県内出身者に限定せず、様々な人材を県内に呼び込み、定着してもらえるよう取り組んでほしい。</p>
今野委員	<p>保育士キャリアアップ事業の対象者について、「リーダー的な役割を担う者」、「長期間、保育現場で保育を行っていない者」と記載されているが、リーダー的な役割の基準や、長期間の時期を明確に示すべきでないか。</p>
子育て支援課長	<p>指摘があった表現は、国の研修ガイドラインで示されている。</p> <p>ガイドラインだけではわかりにくいかもしれないが、処遇改善の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>仕組みの説明は別途行っている。「リーダー的な役割を担う者」とは職務分野別リーダーとして発令を受けている職員であり、そのリーダーを果たした職員が次のマネジメント研修を受け、処遇改善されるという、段階を踏んだ内容となっている。</p> <p>保育の現場で混乱が起きないように、丁寧に説明していきたい。</p>
今野委員	<p>現場では、誰に研修に行ってもらおうか人選に悩んでいる。対象が明確でないと混乱が起きる。保育士の誰もが対象を認識していれば、人選もスムーズに行われ、研修を受けたい保育士の目標にもつながるため、わかりやすくなるよう配慮をしてほしい。</p>
今野委員	<p>保育士キャリアアップ研修には、障がいのある子ども、発達障がいの子どものなどに関する内容はあるのか。</p>
子育て支援課長	<p>障がい児保育に関する研修分野があり、これを実施している。また、発達障がい児に関する研修は、総合支庁の児童福祉担当で、保育園や幼稚園の担当者を対象に行っている。</p>
今野委員	<p>子どもが小さいほど、親は発達障がいに係る受け止めが難しいと思われるので、発達障がいについて研修で学んだ方が、経験の少ない保育士に教示するなど、リーダーとして頑張してほしい。</p>
今野委員	<p>様々な会議に出ると、充て職の関係で男性ばかりが出席している時がある。その場合でも、女性が話を聞く機会を意図的に作ってほしい。</p>
若者活躍・男女共同参画課長	<p>審議会等の設置の目的によっては、行政機関の長で構成する審議会等は、女性の登用は難しい現状であると認識している。</p> <p>女性委員の登用を進める上で、女性人材の少ない分野での積極的な登用を図り、女性委員の候補者が増えるよう、関係団体に意識を持ってもらうよう要請していきたい。</p> <p>審議会のような場以外でも、女性の意見を聞く場を積極的に設定されるよう、取組みを進めていきたい。</p>
今野委員	<p>審議会等への女性委員の登用も重要だが、委員になりたいと思う女性を育ててほしい。女性を審議会など、どのようなことが話し合われているのかわかる場面に連れて来てほしい。内容を聞いて、理解して意欲が湧いて、初めて委員になりたいという気持ちが生まれる。女性が管理職になることが男女共同参画ではなく、男女の意見がバランスよく取り入れられることが共同参画だと思っていることから、男性しかいない会議であれば、女性の話を聞ける仕組みがあれば良いと考えている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
若者活躍・男女 共同参画課長	政策方針決定の場で、男性も女性も同じように意見が言える場の設定は必要と考える。男女共同参画の啓発を行っており、意見も踏まえ、取組みを進めていきたい。
今野委員	市町村の会議では、女性が参加したがるないところもあるので、市町村にも働きかけてほしい
子育て推進部長	<p>審議会については、県の審議会では50%まで女性登用が進んでいるが、市町村では20%、30%というところが多い。</p> <p>地域の中で女性の声を聞く場や、女性が声を発信できる環境づくりが大事であり、県の男女共同参画計画にも盛り込んでいる。</p> <p>実践の場として男女共同参画センター「チェリア」があり、町内会、PTA、審議会等に参加したり、自ら公募委員として手を挙げる女性を育てるためのカリキュラムを組んでいる。</p> <p>村山地域だけでなく庄内、最上、置賜地域でも実践する場を作っているので、多くの女性に出席して学んでもらいたいと考えている。審議会等に興味を持って参加してもらう地域づくりを進めていく必要があり、県とチェリアが連携して取り組んでいきたい。市町村に対しても、あらゆる場面で男性と女性の両方の声を聞くことで、みんなが暮らしやすい社会になるということについて普及活動をしている。</p>
今野委員	子どもの医療費無償化の対象年齢が全市町村一定でないが、県の見解はどうか。
子ども家庭課長	<p>子育て支援医療給付については、県では子育て家庭の負担軽減のため、市町村で実施している子育て支援医療給付事業の2分の1を補助している。対象は、外来が小学校3年生まで、入院が中学校3年生までとしている。</p> <p>一方、市町村は独自の子育て支援策として、県の制度に上乗せする形で単独事業を行っており、全市町村で入院・外来ともに中学3年生まで無償化となっており、一部市町村では対象を18歳まで拡大しており、市町村間でばらつきがあると認識している。</p>
今野委員	本来、国の責任で行うべきであり、今後、国へどのように働きかけていくのか。
子ども家庭課長	<p>市町村ごとに補助にばらつきがあるが、本来、どこに生まれても、どこに住んでも等しく大切に育てられるべきであり、安心して子どもを産み育てる環境を保障すべきと思っている。</p> <p>その環境づくりは政府の責務であり、政府の制度として中学生まで無償化の全国一律の制度創設や、子育て支援医療給付に伴う国民</p>

発 言 者	発 言 要 旨
相田委員	<p>健康保険の国庫負担に係る減額措置の完全廃止を政府に対し提言している。引き続き、国知事会と歩調を合わせ、連携して働きかけていきたい。</p> <p>来年度から、小学校で英語教育が教科化される。小学校における外国語教育の現状はどうか。</p>
義務教育課長	<p>これまで、小学5・6年生が外国語活動として英語に親しむこととなっていたが、来年度からは小学3・4年生で年間35時間の外国語活動を実施し、小学5・6年生では年間70時間の外国語（英語）が教科として扱われることになる。</p> <p>今年度は、移行期間として小学3・4年生で年間15時間以上、小学5・6年生で年間50時間以上となっているが、来年度からの完全実施を見据え、本県では先取りして完全実施と同様の授業時数を確保している小学校が7割以上となっている。</p>
相田委員	<p>英語教科化に向けて必要と考えるのは、教員の英語に対する研修である。文部科学省の平成29年の調査では、小学校教員で英語の免許を持っている割合は5%。留学経験の割合も5%である。小学校教員に英語教科化に向けた研修を行っているのか。</p>
義務教育課長	<p>国では平成26年度から、中央研修を開催してきた。本県でも教員を派遣し、中央研修で学んだ教員を英語教育推進リーダーとして教育事務所ごとの研修で伝達講習を行った。</p> <p>その他、29年に新学習指導要領が告示されたことを受け、各教育事務所で研修を行ったり、県教育委員会独自のリーフレットを作成し配布している。</p>
相田委員	<p>中央研修に参加した教員は、自らが直接研修を受けているのでよいが、伝達講習を受けただけの教員には不安の声があると聞く。例えばALT（外国語指導助手）を増員するとか、全教員を対象とした夏季研修に、年次計画で取り組むという対応はどうか。</p>
義務教育課長	<p>ALTについては、各市町村がJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を活用したり、直接雇用や派遣契約をしたりして、現在では県内全市町村に配置されている。</p> <p>また、小学校の学習内容が変わるため、中学校における学習指導も変わることになる。このため、教員の研修として小中連携の視点から取り組むモデル地区を県内5地区に指定しており、今年の秋には公開授業や講師による講演などを予定している。</p>
相田委員	<p>小中連携は重要であると考えている。県内小学生に、英語が身に付く</p>

発 言 者	発 言 要 旨
相田委員	<p>ような教育をしてほしい。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>ひきこもりの現状について、昨年の民生委員に対するアンケート調査の結果はどうか。</p> <p>長期にわたるひきこもりなど、社会生活に対応するのが困難な若者の実態を把握するために、昨年度、地域の実情に通じている民生児童委員等を対象として、アンケート形式で調査を実施した。</p> <p>結果は、ひきこもりの方の人数が、平成25年度の1,607人から1,429人へ減少、出現率も0.14%から0.13%へ減少している。</p> <p>年代別の出現率は、20歳代までは低下しているが、30歳以上は変化がなかった。</p>
相田委員	<p>15歳から39歳の若者の割合と、39歳以上の割合はどうか。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>出現率で見ると、15歳から19歳は5年前と比較すると0.17%から0.11%、20歳代は0.33%から0.22%と減少している。30歳以上はほとんど変化がない結果となっている。</p> <p>年齢構成は、20歳までは26%から17.2%に減少したが、60歳代は5.9から10%に増加している。</p>
相田委員	<p>ひきこもりの方の居場所を作り社会復帰するための支援の場として、県内に6か所、若者相談支援拠点がある。しかし、施設の利用料を払えず家から出られない人もいる。利用料を補助することで、引きこもりの方が外に出られるようにすることが必要ではないか。</p> <p>また、相談支援拠点も、資金補助があれば、より多くの活動ができると思うが、県の考えはどうか。</p>
若者活躍・男女 共同参画課長	<p>若者相談支援拠点は、県の委託事業で設置しているものであり、本人、家族からの電話、来所による相談に応じ、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施している。</p> <p>また、自宅以外で過ごせる場所ということで、居場所の支援、家族への支援など、各拠点の特色に応じた支援を行っている。</p> <p>居場所の提供にあたり、利用者の方から利用料を負担してもらう拠点もある。利用者が負担に感じているかの実情について、各拠点からの意見を聞きながら対応を検討していきたい。</p>
相田委員	<p>利用しやすくするため、月額料金を下げることができるような支援策があっても良いと思う。ひきこもり支援団体では、自分達で居酒屋、食堂を経営し、社会に慣れるための活動をしている。</p> <p>活動費がもう少しあれば、より長時間、より深い活動ができる。居場所に来てからの社会復帰に対する支援も必要になってくると思</p>

発 言 者	発 言 要 旨
産業人材育成主幹	<p>うがどうか。福祉分野と商工分野で連携した支援があれば教えてほしい。</p> <p>ニート、不登校、ひきこもりの若者に対し、就職意識の啓発やカウンセリングを実施するとともに、民間の支援機関とネットワークを構築し、職業的自立支援を行うための地域若者サポートステーションを、県内3か所（山形市、米沢市、酒田市）に設置している。</p> <p>この事業については、国が基盤的な事業として、キャリアカウンセラーを配置した相談事業を実施している。それに加え、県が独自に心理士の相談、コミュニケーション能力開発事業、居酒屋での就労体験等の勤労体験事業を委託し、支援してもらっている。</p>
相田委員	<p>地域若者サポートステーションは3か所あるが、最上地区にはない。各地区に1つずつあるのが理想ではないか。</p>
産業人材育成主幹	<p>山形市の地域若者サポートステーションは、村山・最上地域を対象としており、県内一円を3か所でカバーしている。</p>
相田委員	<p>拠点が近くにあると相談しやすく、活動もできる。県内4か所で支援できるようにしてほしい。</p>
産業人材育成主幹	<p>身近なところに拠点があることは大切であるため、十分配慮していきたい。</p>
渡辺委員	<p>山形県は20歳～30歳の自殺が多い。若者の自殺対策はSNSの活用が一般的になっているが、現況と対策はどうか。</p>
地域福祉推進課長	<p>本県の自殺者数は平成18年度の381人をピークに、29年度は210人と減少している。39歳以下の自殺者数は、27年度が58人、28年度が43人、29年度が41人と微減となっているが、20歳から29歳までの死因の第一位が自殺であり、対策を強化する必要がある。</p> <p>若者を対象とした対策としては、30年3月に「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定し、子ども・若者の自殺対策を重点施策の一つとして掲げ、様々な悩みを受け止める相談体制の整備と、周りで気づきを高めるための人材育成の取組みを進めている。</p> <p>そのうち、相談体制については、電話、メールでの相談のほか、厚生労働省で実施しているSNS相談事業に関する県独自の啓発カードを作成し、夏休み前に県内中学校、高校、大学に送付する取組みを行った。また、保健師が学校等に出向いて、身近な人の変化に気づいた場合のサポートを学ぶ講座や、教職員等を対象とした悩みを抱える児童・生徒の発見と適切な対処方法を学ぶ研修会の開催を2か所で予定している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
渡辺委員	<p>若者が孤立しないためには相談することが大事だが、インターネット、SNSの方が相談しやすいため、インターネット等の相談機能の強化が必要と思う。実際に自殺に至る思いをし、克服した若者等が相談に参加してもらうことも若者に対しては効果的と思う。計画でも、その部分を強化することになっているので、学校や関係機関と連携して進めてほしい。</p>
地域福祉推進課長	<p>若者は身近な人の方が相談しやすいと思うので、精神保健福祉センターと連携し、市町村の意見を聞きながら今後進めていきたい。</p>
渡辺委員	<p>「20～30代のひきこもりの子ども」を持つ親たちのグループから、身近な相談窓口は市町村だが、市町村ではひきこもりに対する認識が深まっていないという声や、長期間のひきこもりについては、外に出るのが困難なため訪問支援が有効であり、支援の周知や長期的・継続的な支援が必要だという声を聞くがどうか。</p>
障がい福祉課長	<p>平成29年度の国の調査で、県内12市町村でひきこもりの窓口を持っていると回答している。ただし12市町村以外でも、ひきこもり等を含めた福祉の相談窓口を設置しているなど、包括的な相談窓口で対応しているところも多く、市町村でもひきこもり対策を本格的に取り組みは始めている。</p> <p>県でも、若者相談支援拠点以外に、保健所でも相談を受け付けている。また、精神保健福祉センターの中にある「自立支援センターすだち」が、厚生労働省のひきこもり地域支援センターとして、包括的な窓口となっているので、重層的な形でひきこもりの相談窓口を設置している。</p> <p>ひきこもりについては段階的な状態があり、状態に適したサポートが必要である。訪問支援については、家にはいるものの家族の方と普通に暮らせていないという方に対し、主に保健所の保健師が行っており、30年の訪問件数は81件である。訪問支援の強化は、保健所だけの体制だけでは難しいため、市町村、NPO等の支援機関に対し、村山・置賜、庄内・最上の2か所でひきこもり相談支援者専門研修を実施し、スキルアップを図っている。</p>
渡辺委員	<p>専門的な研修を受けた方が訪問支援をしたり、若者の支援に携わって、もっと支援が広がっていくことを期待しており、粘り強く支援を続けてほしい。</p>
渡辺委員	<p>総合的なひきこもりの支援を考えた場合、精神保健福祉センターの強化が必要である。精神保健福祉センターは、ひきこもり支援だけでなく、自殺、依存症対策など、様々な課題を抱えている。</p> <p>精神保健福祉センターの強化は時代の要請と思うので、県でも議</p>

発 言 者	発 言 要 旨
障がい福祉課長	<p>論をしてほしい。</p> <p>精神保健福祉センターは、様々な課題を抱え、忙しい状況である。ひきこもり、自殺対策だけでなく、心の健康相談、インターネット相談など、様々な相談を受けている。その他にも自立支援医療、精神障害福祉手帳交付の業務もある。更に発達障害の方への精神保健福祉手帳の交付業務もあり、多忙となっている。</p> <p>現在、センターの人員は、所長を含め15人体制となっているが、その他に非常勤の精神科医、心理士も在籍している。また、4月から自立支援医療のために体制を強化しており、コミュニケーションを取りながら、今後の見込みなどを踏まえながら、体制強化について相談していきたい。</p>
菊池（大）委員	<p>東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）は、発達障がいなどの問題が増加している中、問題をすくいあげる機運をつくる絶好の機会である。各機関がしっかり連携して準備をしていく必要があると思うが、県ではどのような取り組みを行っているのか。</p>
障がい者活躍推進主幹	<p>本県の選手がパラリンピックに出場して活躍することは、県民、特に障がいを持つ子どもたちに大きな希望を与えている。パラリンピック開催決定以前も、障がい者の社会参加促進を目的に、障がい者のスポーツ振興に取り組んできたが、平成 29 年からはパラリンピックを目指す選手への支援を強化している。</p> <p>パラリンピックにおける本県ゆかりの選手の出場及びメダリスト輩出に向け、有望選手への支援を重点的に実施している。内容は、障がい者アスリート支援専門員を配置し、各分野の専門家と連携し、強化指定選手（9名指定）に対する個別の支援をしているほか、大会、合宿参加、トレーニング経費の助成を行っている。</p> <p>また、パラリンピックはトップアスリートが集う絶好の機会でもあるので、障がいのある子どもを含めた多くの県民がアスリートの活躍を目にする機会を設けていけるように取り組みたい。</p>
特別支援教育課長	<p>パラリンピックを控え、県教委では、平成 29 年度から「交流及び共同学習推進事業」を展開し、特別支援学校に、パラリンピックの正式種目でもあるボッチャやフライングディスク、カローリングの用具を整備してきた。また、29、30 年度に交流及び共同学習フォーラムを開催し、車いすラグビーや車いすバスケットのパラリンピアンらの講演を行ってきた。今年度は、「パラ・スポーツ交流会」を開催し、障がい者スポーツを通して特別支援学校の生徒と一般の方々との交流の機会を作り、一層の理解・促進を図る予定である。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
菊池（大）委員	<p>障がい児は増えているので、各部署が連携してほしい。</p> <p>保護者と話をすると、県内で一貫して様々なサービスを受けられるということがわかると、家族ごと移住したいという方もいる。パラリンピックも含め、県が障がい者への支援に力を入れることで、山形県に目を向かせることも可能と思うので、対応してほしい。</p>
菊池（大）委員	<p>SNSの活用については課題もあると認識しているが、例えば高等学校における携帯電話の指導実態はどうなっているか。</p>
高校教育課長	<p>高校1年生対象の悉皆調査によると、携帯電話等所持率は平成26年1月の時点で99%を超えている。</p> <p>高等学校での対応としては、利用マナーの向上に向け、「高校生マナーアップ運動」での意識向上や、入学時に啓発リーフレットを配布するとともに、警察や携帯電話事業者、有識者による講話等を実施する等の指導を行っている。</p>
菊池（大）委員	<p>SNSを利活用する現実があるが、引き続き、若者に様々な事例を紹介しながら、視覚的に若者に指導して欲しい。</p>
矢吹委員	<p>PTAでスマートフォン（以下「スマホ」という。）が話題になると、アウトメディアの話になる。今の時代は、アウトメディアよりもスマホとうまく付き合う方が大切である。親が子どもにアウトメディアと言いながら、親がスマホを見ているので、子どもにアウトメディアをさせるのは無理がある。学校で子ども達がスマホを何時間使っているかという調査があるが、親に対しても調査することが必要と思う。</p> <p>スマホと上手に付き合う前向きなキャンペーンをしてほしい。親や子どもに対して、スマホとの上手な付き合い方について何か取組みはなされているか。</p>
生涯学習振興室長	<p>スマホの使い方について、県教委では「やまがた生活習慣改善事業」において「子どもの生活習慣に関する指針」を策定している。みんなで取り組む生活習慣づくりとして「やまがた子育て5か条」を定め、保護者向けにリーフレットを作成した。PTA等の研修会ではこれを活用いただいております、今後もこのリーフレットを活用して、より良い家庭教育の普及を進めている。</p>
矢吹委員	<p>PTAの会合や研修会でも見たことがある。是非、今後も進めてほしい。</p>
矢吹委員	<p>「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」が定められたことで、学校の部活動の取組みが一步進んだと感じている。部活</p>

発 言 者	発 言 要 旨
スポーツ保健課長	<p>動の見直しにおいては、教員の多忙化が改善できること、子どもたちが好きな部活動ができることの両面が大事である。方針の中には、保護者会主催の練習会をしないよう盛り込まれたが、保護者会主催の練習会は、競技力向上を図りたい、もっと頑張りたいという生徒のために実施しているものである。学校では、競技力向上のみを目的に部活動を行っているわけではないが、競技力向上を求める生徒のため、これら外部の活動を部活動として認めたらどうか。</p> <p>保護者会主催の活動が、これまで競技力向上を支えてきた要因の一つであることは認識している。しかしながら、これまでの活動が、生徒の心身の疲労、保護者への負担、責任の所在が明確で等のような問題点があることから、方針に明記し整理したところである。もっと頑張りたい生徒、競技力向上を目指したい生徒のスポーツ環境の構築に向けて、今後関係機関と連携を図り対応していきたい。</p>
矢吹委員	<p>学校単位で多くの部活動を抱えることは限界を迎えていると考える。外部に活動できる場所を作り、市が指導者を派遣したり、大会参加要件を整理するなど、体制を整え、競技力の向上を図っていくべきではないか。県教委が旗を振り、もっとやりたい生徒の環境を整えることができるのではないか。</p>
教育次長	<p>部活動は、学習指導要領で、生徒の自主的な活動として行われるものであり、学校教育の一環として教育課程と関連させ実施するものと示されている。その中で、学校教育の目的としての活動と、競技力向上を目指し自己実現を図る活動の二つが一緒になっているところに難しさがある。</p> <p>知徳体のバランスがとれた子どもたちを公教育の中で育てるためにどういう連携ができるのか、どのようなプロセスがより望ましいのかを考えていかなければならない。</p>
矢吹委員	<p>どこに住んでいても、競技力向上を目指して好きなスポーツができる環境を作るには、先述したやり方が良いと考える。また、送迎や、活動のための道具等の支援など、公教育の中でできないかとも考える。今後も議論していきたい。</p>